

四半期報告書

(第138期第1四半期)

自 平成26年4月1日

至 平成26年6月30日

信越化学工業株式会社

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- | | |
|---------------|---|
| 1 主要な経営指標等の推移 | 1 |
| 2 事業の内容 | 1 |

第2 事業の状況

- | | |
|------------------------------|---|
| 1 事業等のリスク | 2 |
| 2 経営上の重要な契約等 | 2 |
| 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 | 2 |

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- | | |
|-------------------------------|---|
| (1) 株式の総数等 | 7 |
| (2) 新株予約権等の状況 | 7 |
| (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 | 7 |
| (4) ライツプランの内容 | 7 |
| (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 | 7 |
| (6) 大株主の状況 | 7 |
| (7) 議決権の状況 | 8 |

- | | |
|---------|---|
| 2 役員の状況 | 8 |
|---------|---|

第4 経理の状況 9

1 四半期連結財務諸表

- | | |
|------------------------------|----|
| (1) 四半期連結貸借対照表 | 10 |
| (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 | 12 |
| 四半期連結損益計算書 | 12 |
| 四半期連結包括利益計算書 | 13 |

- | | |
|-------|----|
| 2 その他 | 16 |
|-------|----|

第二部 提出会社の保証会社等の情報 17

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月12日
【四半期会計期間】	第138期第1四半期（自平成26年4月1日至平成26年6月30日）
【会社名】	信越化学工業株式会社
【英訳名】	Shin-Etsu Chemical Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 俊三
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番1号
【電話番号】	03（3246）5011
【事務連絡者氏名】	総務部長 加藤 精市郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目6番1号
【電話番号】	03（3246）5011
【事務連絡者氏名】	総務部長 加藤 精市郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第137期 第1四半期連結 累計期間	第138期 第1四半期連結 累計期間	第137期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (百万円)	270,908	294,533	1,165,819
経常利益 (百万円)	49,022	49,537	180,605
四半期(当期)純利益 (百万円)	32,035	32,918	113,617
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	77,640	18,757	241,465
純資産額 (百万円)	1,678,428	1,819,025	1,822,135
総資産額 (百万円)	1,985,676	2,160,684	2,198,912
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	75.37	77.33	267.20
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	75.32	77.31	267.07
自己資本比率 (%)	82.2	81.9	80.6

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間の世界経済は、米国では緩やかな回復が継続し、欧州でも持ち直しの動きが見られましたものの、アジア地域などの新興国では伸び悩みの傾向が続きました。日本経済は、緩やかな回復基調をたどりましたが、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により、個人消費の落ち込みも見られました。

このような状況のもとで、当社グループは、世界の幅広い顧客に積極的な販売活動を展開するとともに、技術や品質の向上のほか新規製品の開発にも鋭意取り組んでまいりました。また、生産能力の増強や製造拠点の分散化、原材料の安定的な確保にも注力いたしました。

当第1四半期連結累計期間の業績といたしましては、売上高は、前年同期に比べ8.7%（236億2千5百万円）増加し、2,945億3千3百万円となりました。営業利益は、前年同期に比べ6.8%（31億1千2百万円）増加し、486億4千2百万円となり、経常利益も、前年同期に比べ1.1%（5億1千5百万円）増加し、495億3千7百万円となりました。また、四半期純利益は、前年同期に比べ2.8%（8億8千3百万円）増加し、329億1千8百万円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

[塩ビ・化成事業]

塩化ビニルは、米国シンテック社が引き続き輸出市場の需要に応えつつ、住宅市場に回復が見られた米国内の需要増を取り込みました。一方、原料供給の制限および原料価格上昇の影響を受けました。また、オランダのシンエツPVC社は出荷が順調に推移しました。国内事業は、工場の定期修理による出荷量減少と原料価格上昇の影響もあり、厳しい状況が続きました。

この結果、当セグメントの売上高は、前年同期に比べ0.5%（4億7千2百万円）増加し1,028億9千2百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前年同期に比べ17.2%（29億4百万円）減少し140億8百万円となりました。

[シリコン事業]

シリコンは、国内では、自動車や化粧品向けが総じて順調に推移したことに加え、電子機器向けも回復が見られました。また、海外でも、欧米や中国向けの機能製品や、中国、東南アジア向けの汎用品が好調でした。

この結果、当セグメントの売上高は、前年同期に比べ21.1%（73億3千万円）増加し420億1千5百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前年同期に比べ29.8%（20億8千8百万円）増加し91億1百万円となりました。

[機能性化学品事業]

セルロース誘導体は、国内では、建材用製品が底堅く推移し、医薬用製品も堅調でした。一方、ドイツのS Eタイロース社は、欧州での市場低迷の影響を受けました。豪州シムコア社は、金属珪素の市況回復もあり堅調に推移しました。また、合成性フェロモンもまとまった量の出荷があり好調でした。

この結果、当セグメントの売上高は、前年同期に比べ14.1%（33億6千2百万円）増加し272億1千2百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前年同期に比べ28.8%（8億8千2百万円）増加し39億4千7百万円となりました。

[半導体シリコン事業]

半導体シリコンは、自動車やスマートフォン向けに加え、産業機器向けに回復感が出るなど、半導体デバイス全般が堅調に推移したことから、出荷は高水準に推移しました。

この結果、当セグメントの売上高は、前年同期に比べ9.2%（45億6千7百万円）増加し544億2千8百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前年同期に比べ17.2%（11億5千8百万円）増加し78億9千1百万円となりました。

[電子・機能材料事業]

希土類磁石は、ハイブリッド車をはじめとする自動車向けが好調で、減少傾向にあったハードディスクドライブ向けも底堅く推移しました。フォトレジスト製品は、半導体デバイス微細化の進展もあり、A r Fレジストや多層レジスト材料などが伸長しました。また、LED用パッケージ材料も堅調でした。光ファイバー用プリフォームは、顧客の在庫調整の影響を受けました。

この結果、当セグメントの売上高は、前年同期に比べ10.6%（43億3百万円）増加し449億6千万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前年同期に比べ13.0%（13億8千6百万円）増加し120億4千2百万円となりました。

[その他関連事業]

信越ポリマー社の自動車用入力デバイスや半導体ウエハー関連容器が堅調に推移しました。また、信越エンジニアリング社のエンジニアリング事業も底堅く推移しました。

この結果、当セグメントの売上高は、前年同期に比べ18.5%（35億9千3百万円）増加し230億2千5百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前年同期に比べ35.1%（3億9千7百万円）増加し15億2千8百万円となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

< 1 > 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「本基本方針」といいます。）

当社グループは、「塩ビ・化成品事業」、「シリコン事業」、「機能性化学品事業」、「半導体シリコン事業」、「電子・機能材料事業」、「その他関連事業」を営んでおりますが、当社及び関係会社が製造、販売等を分担し、相互に協力して、事業活動を展開しております。当社グループの経営には、これらの事業に関する幅広い知識と豊かな経験、並びに、世界各国の顧客、従業員及び取引先などのステークホルダーとの間に築かれた関係についての十分な理解が欠かせません。当社は、当社の企業価値の最大化に資する者が当社の財務及び事業の方針の決定を支配すべきであると考えておりますが、当社株式に対する大規模買付行為がなされた場合に、これに応じて当社株式の売却を行うか否かの最終的な判断は株主の皆様委ねられるべきものであると理解しております。但し、そのためには、当該買付行為に関する十分な情報が、買付行為を行う者及び当社の双方から、株主の皆様提供されることが重要であると考えます。

一方、大規模買付行為の中には、当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断されるものもあり得ますことから、このような買付行為に対しては、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会が適切と考える方策をとることも必要であると考えます。

＜2＞当社グループの企業価値向上に向けた取組みについて

（「当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の本基本方針の実現に資する特別な取組み」）

①経営方針

当社グループは、安全をいかなる場合でも最優先とし、公正な企業活動を行い、素材と技術を通じて暮らしや産業、社会に貢献することにより企業価値を高め、株主の皆様のご期待にお応えしていくことをめざしております。そのために、世界最高水準の技術や品質の追求とともに生産性の絶え間ない向上に努めながら、世界中の顧客と安定した取引関係を築き、経済情勢や市況の変化に的確に対応できる経営を進めております。

②具体的な取組み

塩化ビニル事業では、米国シンテック社が世界的な需要拡大に対応するため、電解から塩化ビニル樹脂までの一貫製造工場の増強を決定いたしました。これらの設備の早期戦力化をはかるとともに米国の有利な原料事情を活かし、また、世界の需要動向を的確に見極めた営業戦略により、世界最大の塩化ビニル樹脂メーカーとしての地位を、さらに強固なものにしてまいります。

半導体シリコン事業では、国内外の製造拠点から全世界の顧客に向け高品質製品の安定供給を行うことにより、トップメーカーとしての責務を果たしてまいります。また、モバイル機器の市場拡大に伴う先端デバイス向けウエハーの開発や販売に注力するとともに、あらゆるコストダウンに取り組み、競争力の強化をめざしてまいります。

シリコン事業では、幅広い産業分野で多様な用途を有する製品特性を活かし、付加価値の高い新製品の開発に注力いたします。また、平成25年5月に当社の100%子会社（間接）としたタイの原料製造会社アジア シリコンズ モノマー社と、製品製造会社シンエツ シリコンズ タイランド社との一体運営による効率化を推し進めるとともに、中国や米国などの拠点における事業の強化にも努め、海外での事業拡大に取り組みしてまいります。

希土類磁石事業では、中国やベトナムの原料工場を活かし、引き続き、原材料の安定調達をはかってまいります。また、ベトナムに新設予定の製品工場の建設を進め、安定供給体制の構築に努めるとともに、自動車向けを中心に拡大が見込まれる需要を着実に取り込んでまいります。

その他の事業につきましても、ドイツの医薬用セルロース工場や米国で建設中の塗料用セルロース工場のほか、中国の光ファイバー用プリフォーム工場及びベトナムのLED用パッケージ材料工場などを拠点とし、世界のマーケットでの飛躍をめざしてまいります。

さらに、将来の事業拡大のため、世界のニーズに注目した独自性のある新規製品の研究開発と事業化を加速させるとともに、M&Aなども視野に入れた新しい事業の開拓にも注力してまいります。

また、安全確保、環境保全、コンプライアンスなどの企業の社会的責任を果たし、引き続き企業価値の最大化に努めてまいります。

以上の取組みは、いずれも当社グループの企業価値を向上させ、その結果、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう当社株式の大規模買付行為がなされるリスクを低減するものと考えられますことから、本基本方針に沿うものであると考えます。また、これらの取組みは当社グループの企業価値を向上させるものですから、当社の株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社従業員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。

＜3＞大規模買付行為への対応方針

（「本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」）

当社は、株主の皆様や投資家の皆様に対して積極的なIR活動を進めておりますものの、大規模買付行為（特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を以下、「大規模買付者」といいます。）の開始時に、大規模買付者が提示する買付対価が適切か否かを株主の皆様が的確にご判断なさるためには、大規模買付者及び当社の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。そこで、当社は、平成20年6月27日開催の第131回定時株主総会におけるご承認をもって現行の大規模買付行為への対応方針（以下、「本対応方針」といいます。）を導入し、その後、毎年、定時株主総会におけるご承認をもって、本対応方針を継続しております。

①大規模買付ルールの内容

当社が設定する「事前の情報提供に関するルール」（以下、「大規模買付ルール」といいます。）の骨子は、（i）事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を提供し、（ii）大規模買付行為は、当社取締役会による一定の評価・検討期間の経過後にのみ開始される、というものです。

イ. 本必要情報の提供

大規模買付者には、まず、大規模買付行為の開始前に、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び開始する大規模買付行為の内容並びに大規模買付ルールに従う旨の意向を明示した書面を提出いただくこととします。当社は、当該書面の受領後10営業日以内に、大規模買付者に対して、当初提供いただくべき本必要情報のリストを交付いたします。なお、当初提供していただいた情報を詳細に検討したうえで、当該情報だけでは十分ではないと認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的な情報提供を要求いたします。

ロ. 評価・検討期間の設定

次に、当社取締役会は、大規模買付行為に関する評価・検討の難易度に応じて、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価・検討期間」といいます。）として確保されるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価・検討期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会評価・検討期間中、当社取締役会は独立の外部専門家（証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家）の意見を聴取しつつ、本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示する場合があります。

ハ. 独立委員会の設置及びその構成

本対応方針の運用に係る取締役会の恣意的な判断を排除し、判断の公正さを担保するための機関として、独立委員会を設置しております。本対応方針では、後述の② イ. 及び② ロ. において、対抗措置発動にかかる客観的な要件を定めておりますが、② イ. に記載の対抗措置をとる場合、並びに、② ロ. に記載の例外的対応をとる場合など、本対応方針の運用に関する重要な判断にあたっては、原則として独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとし、

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行取締役から独立している当社社外取締役及び当社社外監査役、並びに、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、経営経験豊富な企業経験者など社外有識者の中から選任いたします。なお、第137回定時株主総会終了後の取締役会において、当社社外取締役の福井俊彦、小宮山 宏、金子昌資、宮崎 毅の4氏が独立委員会の委員として選任されました。

②大規模買付行為が実施された場合の対応

イ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守るため、新株予約権の発行等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

ロ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、取締役の善管注意義務に基づき、当社取締役会は当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の保護のために、適切と考える方策をとることがあります。これは、大規模買付行為に対し、当社取締役会として例外的に対応するものであります。

③本対応方針の有効期限等

本対応方針の有効期限は、平成27年6月開催予定の当社第138回定時株主総会終了の時までとし、当該時点以降も本対応方針を継続する場合は、当社株主総会において出席株主の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件といたします。また、本対応方針の有効期限の前であっても、株主の皆様の共同の利益向上等の観点から当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとし、

< 4 > 本対応方針が本基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

① 本対応方針が本基本方針に沿うものであること

本対応方針は、大規模買付ルールとして、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に係る必要かつ十分な情報の提供を事前に行うべきこと、及び、当該大規模買付行為は取締役会評価・検討期間の経過後にのみ開始されるべきことを定め、これらを遵守しない大規模買付者に対しては当社取締役会が対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。

一方、本対応方針は、大規模買付ルールが遵守されている場合でも、大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、適切と考える対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。

以上のとおり、本対応方針は、本基本方針を実現するためのものであり、本基本方針の内容に沿ったものであります。

② 本対応方針が株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応方針は、大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かの最終的な判断は株主の皆様に委ねられるべきものであるとの認識を踏まえ、株主の皆様が大規模買付行為に対する応否を適切に決定するために必要かつ十分な情報の提供を受ける機会を確保することを目的としつつ、株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される大規模買付行為に対しては、当社取締役会として適切と考える対抗措置を講ずることがある旨を規定しております。よって、本対応方針は、株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的とするものであり、決してこれを損なうものではありません。

③ 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

前述のとおり、本対応方針は株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的とするものであり、その導入・継続は、当社取締役会の判断のみではできず、株主の皆様の承認を要することとなっております。

また、本対応方針では、当社取締役会による対抗措置発動に係る要件が客観的に定められ、事前に公表されております。さらに、本対応方針では、当社取締役会による大規模買付行為に関する評価、検討、交渉、意見形成等に際しては、独立の外部専門家（証券会社、投資銀行、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家）の意見を聴取することとされており、また、対抗措置の発動に際しては、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行取締役から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、当社取締役会はその判断を最大限に尊重することとされております。

以上のとおり、本対応方針には当社役員の恣意的な判断を排除するための仕組みが内包されておりますことから、当社役員の地位の維持を目的として対抗措置が発動されることはありません。

（3）研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費は10,345百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,720,000,000
計	1,720,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	432,106,693	432,106,693	(株)東京証券取引所 (株)名古屋証券取引所 各市場第一部	単元株式数 100株
計	432,106,693	432,106,693	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年4月1日 ～平成26年6月30日	—	432,106	—	119,419	—	120,771

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 6,413,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 425,440,300	4,254,403	—
単元未満株式	普通株式 253,393	—	1単元（100株） 未満の株式
発行済株式総数	432,106,693	—	—
総株主の議決権	—	4,254,403	—

（注）「完全議決権株式（自己株式等）」の欄は、全て当社保有の自己株式であります。

② 【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数 の合計（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
信越化学工業 株式会社	東京都千代田区大手 町二丁目6番1号	6,413,000	—	6,413,000	1.48
計	—	6,413,000	—	6,413,000	1.48

（注）平成26年6月30日現在の自己株式数は、6,404,554株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	363,339	363,772
受取手形及び売掛金	267,243	267,878
有価証券	274,282	270,455
たな卸資産	273,136	255,493
その他	64,850	65,625
貸倒引当金	△7,023	△7,301
流動資産合計	1,235,829	1,215,924
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具（純額）	424,526	408,128
その他（純額）	296,272	293,293
有形固定資産合計	720,799	701,422
無形固定資産	19,408	18,536
投資その他の資産		
投資その他の資産	223,289	225,209
貸倒引当金	△414	△408
投資その他の資産合計	222,875	224,801
固定資産合計	963,083	944,760
資産合計	2,198,912	2,160,684

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	109,401	95,812
短期借入金	7,524	7,169
未払法人税等	32,118	11,507
引当金	2,796	2,451
その他	102,321	101,788
流動負債合計	254,161	218,728
固定負債		
長期借入金	7,557	7,396
引当金	258	260
退職給付に係る負債	28,127	29,029
その他	86,671	86,243
固定負債合計	122,615	122,929
負債合計	376,776	341,658
純資産の部		
株主資本		
資本金	119,419	119,419
資本剰余金	128,625	128,623
利益剰余金	1,541,127	1,552,503
自己株式	△34,954	△34,908
株主資本合計	1,754,218	1,765,637
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	10,439	13,041
繰延ヘッジ損益	493	357
為替換算調整勘定	9,451	△7,070
退職給付に係る調整累計額	△1,470	△1,471
その他の包括利益累計額合計	18,914	4,857
新株予約権	426	373
少数株主持分	48,574	48,157
純資産合計	1,822,135	1,819,025
負債純資産合計	2,198,912	2,160,684

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
売上高	270,908	294,533
売上原価	197,653	215,790
売上総利益	73,254	78,743
販売費及び一般管理費	27,724	30,101
営業利益	45,530	48,642
営業外収益		
受取利息	655	855
受取配当金	595	705
為替差益	3,300	-
その他	612	1,405
営業外収益合計	5,163	2,967
営業外費用		
為替差損	-	1,136
その他	1,671	934
営業外費用合計	1,671	2,071
経常利益	49,022	49,537
税金等調整前四半期純利益	49,022	49,537
法人税、住民税及び事業税	20,262	13,514
法人税等調整額	△3,644	2,565
法人税等合計	16,617	16,079
少数株主損益調整前四半期純利益	32,405	33,457
少数株主利益	369	538
四半期純利益	32,035	32,918

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	32,405	33,457
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△2,877	2,639
繰延ヘッジ損益	84	△136
為替換算調整勘定	46,490	△17,106
退職給付に係る調整額	-	△5
持分法適用会社に対する持分相当額	1,537	△91
その他の包括利益合計	45,235	△14,700
四半期包括利益	77,640	18,757
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	75,797	18,861
少数株主に係る四半期包括利益	1,842	△103

【注記事項】

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更しました。また、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

なお、上記の変更による、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債及び利益剰余金に与える影響や、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

連結会社以外の会社等の金融機関借入金等に対し、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
鹿島バース(株)(銀行借入)	375百万円	343百万円
従業員(住宅資金ほか)	18	15

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
減価償却費	20,759百万円	22,340百万円
のれんの償却額	599	319

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	21,245百万円	50円	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	21,284百万円	50円	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント							調整額 (注)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)
	塩ビ・ 化成産 品事業	シリコーン 事業	機能的 化学産 品事業	半導体 シリコー ン事業	電子・ 機能材 料事業	その他 関連 事業	計		
売上高									
外部顧客への 売上高	102,420	34,685	23,850	49,861	40,657	19,432	270,908	—	270,908
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	981	1,162	2,298	0	1,101	14,546	20,091	(20,091)	—
計	103,402	35,848	26,148	49,862	41,758	33,979	291,000	(20,091)	270,908
セグメント利益	16,912	7,013	3,065	6,733	10,656	1,131	45,512	17	45,530

(注) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っており、「調整額」は、セグメント間取引消去によるものであります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント							調整額 (注)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)
	塩ビ・ 化成産 品事業	シリコーン 事業	機能的 化学産 品事業	半導体 シリコー ン事業	電子・ 機能材 料事業	その他 関連 事業	計		
売上高									
外部顧客への 売上高	102,892	42,015	27,212	54,428	44,960	23,025	294,533	—	294,533
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	1,083	1,545	2,735	0	1,719	12,956	20,040	(20,040)	—
計	103,975	43,561	29,947	54,428	46,679	35,981	314,573	(20,040)	294,533
セグメント利益	14,008	9,101	3,947	7,891	12,042	1,528	48,517	124	48,642

(注) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っており、「調整額」は、セグメント間取引消去によるものであります。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	75円37銭	77円33銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	32,035	32,918
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	32,035	32,918
普通株式の期中平均株式数(千株)	425,039	425,700
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	75円32銭	77円31銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	△0	△0
(うち子会社新株予約権調整額)(百万円)	(△0)	(△0)
普通株式増加数(千株)	283	82
(うち新株予約権)(千株)	(283)	(82)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年8月8日

信越化学工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	斉藤 浩史
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	相澤 範忠
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	跡部 尚志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている信越化学工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、信越化学工業株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。